

《軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付確認申請における福祉用具を必要とする理由の参考事例》

表現方法等を一部変更しているものもありますが、実際に申請のあった理由の事例です。主治医からの意見記載又は意見聴取する際の参考としてください。

例えば、「〇〇〇（疾患名）により、特殊寝台を必要と認める」という形での意見記載又は意見聴取では、厚生労働省が示した例外給付の対象になる３つの状態像に該当するかどうかの判断が不明確です。事例を参考に、具体的かつ明確に３つの状態像に該当することが分かるように主治医からの意見記載又は意見聴取を行ってください。

【1.状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に福祉用具を必要とする状態になる場合】

- ・時間帯や日によって、小脳梗塞からの小脳失調によるめまい、ふらつき、日常生活動作の不安定の変動が著しい。また、洞不全症候群から血圧の変動もあり、自力での起き上がりが不可能なことがたびたびある。よって、ギャッチベットを利用して起き上がるようにすることが必要である。

【2.状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具を必要とする状態に至ることが確実に見込まれる場合】

- ・がん末期（胃がん、前立腺がん、がん性腹膜炎）で予後不良。胃がんに対する抗がん剤治療を継続している。がんの悪化に伴い、今後身体機能が低下するので、起き上がりが困難となる。寝たり起きたりが楽にできるよう電動ベッドを導入するのが妥当である。
- ・筋萎縮性側索硬化症により、今後の病状の変化として四肢筋力の低下、呼吸困難、嚥下障害の悪化等が予想され、起き上がり、立ち上がり、歩行、移動等が困難となると思われる。疾病からいっても、状態が急速に悪化し、上記の状態像に至ると考えられるため、電動ベッドを利用することで、安全安楽に起き上がることができる。

【3.身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具を必要とする状態に該当すると判断できる場合】

- ・左膝蓋亀裂骨折に伴い、左下肢を固定している。無理な姿勢からの起き上がりにより、大腿四頭筋の断裂や健側の腰部骨折や下肢骨折などの身体状況の悪化、それに伴う寝たきりや廃用症候群の危険が考えられるため、特殊寝台が必要です。
- ・重い物を持ち上げた等の理由もなく腰椎圧迫骨折を起こしている（骨折の理由が分からない）ため、わずかな力に加わっただけでも再度腰椎圧迫骨折の危険性がある。そのため、特殊寝台を利用することで腰部の負荷が最小限で起き上がりができるようになるため、必要と考える。